

2020年3月12日 No. 138 (毎月1日発行)

(中国本土) 新型コロナウイルスの影響に対する企業支援策の享受

ニュースレターNo.137で既報の通り、中国本土の中央政府及び各地方政府は新型コロナウイルスの影響を緩和するため多くの支援策を公表しています。企業への支援策の中で、効果が比較的容易にかつ直接的に享受できる支援策は漏れなく適切に享受していく必要があります。対象となる主な支援策と現時点での必要な対応を、以下の通りまとめてみました。なお、必要な対応には地域差がありますので、慎重にご対応ください。

(1) 税務面の支援策

関連規定 (公布日)	支援策	現時点での必要な対応	対象期間
財政部税務総局公告 2020年第8号 (2020年2月6日)	感染の影響が大きい特定の業種(交通運輸・飲食・ホテル・旅行等)の企業の2020年度に生じた欠損金の繰越期間の延長	特になし(事前の要件確認が望ましい)	2020年度の企業所得税の確定申告時(期間延長政策享受の声明の提出等が必要)
国家税務総局公告 2020年第4号 (2020年2月10日)	公共交通運輸サービス・生活サービス及び生活必需品のための宅配便のサービス等で得た収入に係わる増値税及び附加税金費用の免除	月次税務申告の際の申告操作に留意、免税となる増値税普通発票の発行	2020年1月1日から、終了日は未定
財政部税務総局公告 2020年第9号 (2020年2月6日)	公益性社会組織または県レベル以上の人民政府及びその部門等の国家機関を通じて寄附を行った現金及び物品の課税所得計算時の控除	申告に備えた証明資料等の入手	2020年1月1日から、終了日は未定
国家税務総局公告 2020年第4号 (2020年2月10日)	公益性社会組織または県レベル以上の人民政府及びその部門等の国家機関を通じたり、感染の治療と防止にあたる病院に対して直接に、寄附した物品の増値税・消費税・附加税金費用の免除	免税となる増値税普通発票等の入手	2020年1月1日から、終了日は未定
財政部税務総局公告 2020年第10号 (2020年2月6日)	雇用主が従業員に与えた医薬品・医療用品・保護用品等の実物支給に対する個人所得税の免除	申告対象に入れないように対応	2020年1月1日から、終了日は未定
財政部税務総局公告 2020年第13号 (2020年2月28日)	湖北省以外での増値税小規模納税人の増値税徴税率3%から1%への軽減	月次税務申告の際の申告操作に留意、地域により税務申告システムの更新が必要	2020年3月1日から5月31日まで

下記の通り、国家税務総局より支援策のまとめが公表されていますので、こちらもご案内いたします。サイトの末尾に手引も添付されています。なお、随時さらなる更新版が公表される可能性がありますのでご注意ください。

応対新冠肺炎疫情税费优惠政策指引(国家税務総局)

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5145868/content.html>

(2) 人事面の支援策

関連規定（公布日）	支援策	現時点での必要な対応	対象期間
人社部明電〔2020〕2号 (2020年2月5日)	納付した失業保険料の返金対象範囲の拡大	地域ごとのプラットフォーム URL を利用しての個別の申請作業が必要（申請作業期間は地域により相違あり、作業が不要な地域もあり）	2019年度の納付分
人社部発〔2020〕11号 (2020年2月20日)	養老保険料、失業保険料及び労災保険料の雇用主負担分の減免	原則は各地の管轄機関側にて調整	2020年2月分から、中小零細企業は最長5ヶ月以内、大企業は最長3ヶ月以内
医保発〔2020〕6号 (2020年2月21日)	健康保険料の雇用主負担分の50%減免	原則は各地の管轄機関側にて調整	2020年2月分から、最長5ヶ月以内

納付した失業保険料の返金に関する地域ごとの受領申請のプラットフォームの一覧は下記から確認できます。

失業保険穩崗返還網上申領平台（人力資源和社会保障部）

http://www.mohrss.gov.cn/SYrlzyhshbzb/dongtaixinwen/buneyiaowen/202002/t20200212_359633.html

(3) その他の支援策

関連規定（公布日）	支援策	現時点での必要な対応	対象期間
工信明電〔2020〕14号 (2020年2月9日)	国有資産賃貸借時等の家賃減免	個別の確認が必要	例として2020年2月分と3月分等
发改価格〔2020〕258号 (2020年2月22日)	電気料金の値下げ	原則は各地の電力会社側にて対応	2020年2月1日から6月30日まで

国有資産賃貸借時の家賃減免では、直接の大家が国有企業でなくても大家が補助金を得ている場合は対象になるケースがあります。

お問い合わせ先 Web : <https://www.faircongrp.com/>

フェアコンサルティング中国（正緯企業管理諮詢（上海）有限公司）

フェアコンサルティング香港（Fair Consulting Hong Kong Co., Limited）

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。